

# 静岡県入港料条例

昭和 52 年 10 月 24 日 条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)第 44 条の 2 第 1 項に規定する入港料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(入港料の納付)

第 2 条 船舶の運航者は、当該船舶が別表第 1 に掲げる港湾(法第 33 条第 2 項において準用する法第 9 条第 1 項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。)に入港した場合は、入港料を知事が指定する日までに納付しなければならない。

(入港料の料率)

第 3 条 入港料の料率は、別表第 2 のとおりとする。

(入港料を徴収しない船舶)

第 4 条 法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶のほか、総トン数 700 トン未満の船舶については、入港料を徴収しない。

(入港料の減免)

第 5 条 知事は、公益上その他特別の理由があると認める船舶については、入港料を減免することができる。

(入港届)

第 6 条 船長、船舶の運航者の代理人又は船長から委任を受けた者は、当該船舶が別表第 1 に掲げる港湾に入港したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第 4 条に規定する船舶については、この限りでない。

(関係書類の提示等)

第 7 条 知事は、入港料の徴収に関し特に必要があると認めるときは、船舶の運航者その他の関係者に対し、必要と認める書類の提示又は提出を求めすることができる。

(罰則)

第 8 条 偽りその他不正の行為により、入港料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1(第 2 条、第 6 条関係)

港湾名
清水港
田子の浦港
御前崎港

別表第2(第3条関係)

基準料率	入港1回総トン数1トンにつき2円に20銭を加えた額
外航船舶の料率	入港1回総トン数1トンにつき2円
内航船舶の料率	入港1回総トン数1トンにつき基準料率の2分の1の額

備考

- 1 外航船舶の料率は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶について適用する。
- 2 内航船舶の料率は、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶について適用する。
- 3 1及び2に規定する船舶以外の船舶については、基準料率を適用する。
- 4 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。
- 5 同一船舶が1月(月の1日から末日までをいう。)に11回(4の規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。)以上同一港湾に入港するときは、1月につき入港10回とみなす。
- 6 当該船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数を1トンとみなす。
- 7 総トン数の表示のない船舶については、規則で定めるところにより算定したトン数を当該船舶の総トン数とする。
- 8 1件の入港料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。